

公益社団法人 武藏府中青色申告会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人武藏府中青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、東京都府中市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、誠実な納税者の団体として、我が国税制の中核を成す申告納税制度の推進を図るとともに、租税の適正な申告と納付及び公平で合理的な税制の確立を目指し、地域社会の発展と地域住民の生活の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の公益目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 申告納税制度の推進と青色申告制度の普及に関する事業
- (2) 青色申告制度の基礎を形成する記帳指導に係わるセミナー及び相談等に関する事業
- (3) 納税者に対する税知識の普及向上のための各種セミナー及び相談等に関する事業
- (4) 児童、生徒及び社会人に対する租税教育の推進に関する事業
- (5) 健康保険、公的年金、労働保険等の社会保険の知識向上のための各種セミナー及び相談等に関する事業
- (6) 事業経営の発展及び生活の向上に関する事業
- (7) 事業を行うために必要な広報活動及び各種資料の刊行配布
- (8) 会員の福利厚生及び親睦に関する事業
- (9) 友誼団体との連携及び協調に関する事業
- (10) 記帳業務の支援に関する事業
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会は次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくはその他団体
- (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会した正会員以外の個人又は法人若しくはその他団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者

2 前項第二号に規定する準会員を次のとおり区分する。

- (1) 第1種準会員 本会の目的に賛同して入会した、正会員以外の個人又は法人若しくはその他団体
- (2) 第2種準会員 本会の目的に賛同して入会した、正会員と生計を一にする個人

(入会)

第6条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みその承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び準会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 前項の会費等については、その2分の1を公益目的事業のために、残余はその他事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくはその他団体が解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退会)

第9条 正会員及び準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

(3) その他正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

第3章 社員

(社員)

第11条 本会の社員は、概ね正会員80人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度5月に実施し、その後の事業年度終了後3か月以内に開催される通常総会終了後就任するものとし、その任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。なお、代議員が社員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法146条）についての議決権を有しないこととする。）。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになったときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、その責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第4章 総 会

（総会の種類）

第12条 本会の総会は、法人法に定める社員総会（以下「総会」という。）とし、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 13 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(総会の権限)

第 14 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額又は規程
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書（以下「計算書類」という。）並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認
- (5) 入会金及び会費の額又は規程
- (6) 社員及び会員の除名
- (7) 解散又は合併等及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第 15 条 通常総会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において、開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(総会の招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を臨時総会とする臨時総会の招集通知を発送しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催の日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事由がある場合には、他の理事の中から選任する。

(総会の定足数)

第 18 条 総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ成立しない。

(総会における書面議決等)

第 19 条 やむを得ない事由により総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の総会に出席した社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前条及び次条の規定の適用は、出席したものとみなす。

(総会の決議)

第 20 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会に出席した社員の中から総会において選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に署名押印するものとする。

(総会運営規則)

第 22 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものその他、総会において定める総会運営規則によるものとする。

第 5 章 役 員

(役員の種別及び定数)

第 23 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 30 名以上 40 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち 7 名以内については、法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員の選任等)

第 24 条 役員は、総会において選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会において選任する。

- 3 理事会は、第2項で選任された業務執行理事の中から、副会長及び専務理事を選任することができる。ただし、副会長は6名以内、専務理事は1名とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 7 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

(理事の職務)

第25条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を掌理し執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利と義務を有する。
- 5 役員に異動があったときは、14日以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の解任)

第 28 条 役員は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 29 条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事には報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用規程によるものとする。

第 6 章 相談役及び名誉会長

(相談役)

第 30 条 本会に、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
- 4 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(名誉会長)

第 31 条 本会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、1 名とする。
- 3 名誉会長は、本会の相談役の中で、本会の会長経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、会長から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
- 5 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(理事会の構成及び招集)

第 32 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事会は、原則として会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故有るときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会は、会長が必要と認めたとき又は次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。

(1) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があつたとき

(2) 監事から会長に招集の請求があつたとき

5 前項の請求があつた日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び議案事項を記載した書面により、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

7 前項の規定に係らず、各理事及び各監事の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

8 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事由により会長が欠席した場合、又は、理事全員が改選された直後の理事会の議長は、出席した理事の中から互選により選出された者がこれに当たる。

(理事会の定足数及び決議等)

第 33 条 理事会は、議決に加わることのできる理事現在数の過半数の出席がなければ成立しない。

2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって行う。

3 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その議決に加わることができる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

5 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第 24 条第 5 項の報告を除く）を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の権限)

第 34 条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な職員の選任及び解任

(4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

（理事会の議事録）

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事並びに理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

（正副会長会議）

第37条 本会は正副会長会議を置くことができる。

2 第1項の会議は会長及び業務執行理事で構成する。

3 第1項の会議は理事会の円滑な運営のための準備として、理事会の審議事項の検討を行う。

4 第1項の会議は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故有るときは、各理事が招集する。

5 第1項の会議の議長は、会長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事由により会長が欠席した場合、出席した理事の中から互選により選出された者がこれに当たる。

6 第1項の会議の決議は、当該会議の出席者の過半数をもって決する。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 入会金及び会費
 - イ 事業収入に伴う収入
 - ウ 財産から生じる収入
 - エ 寄附金品
 - オ その他収入

(財産の管理)

第39条 本会の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(会計原則)

第40条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

- 2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。
- 3 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第41条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上の議決をもって行う。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び收支予算)

第43条 本会の事業計画書及び收支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けな

ければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(公 告)

第 46 条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 定款の変更・合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解 散)

第48条 本会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(合併等)

第49条 本会は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(権利義務を承継するものが公益法人である場合を除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(職員の任免)

第 53 条 職員の任免は会長が行う。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て、会長がこれを任免する。

(事務局の組織及び運営)

第 54 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 雜 則

(委 任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の設立登記日現在の理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。

4 本会の最初の代表理事は、次のとおりとする。

相 原 博

5 本会の最初の業務執行理事は、次のとおりとする。

白 石 進

八木下 武 良

金 子 實

池 田 弘 子

須 貝 幸 雄

附 則

- 1 この定款は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 最初の代議員が就任するまでは、正会員をもって法人法上の社員とする。
- 3 この定款は、平成 28 年 6 月 8 日から施行する。